

退職手当支給条例の一部を改正する条例の改正概要

平成25年10月 山形県市町村職員退職手当組合

国に準じ、組合市町村が早期退職者の募集制度を導入した場合の当該制度により退職した者等に関する規定整備及び定年前早期退職者への割増措置の拡充等を行うほか、本組合職員を対象とした早期退職者の募集制度を導入するとともに、組合市町村の負担軽減を図る普通負担金率の引下げ等の負担金制度の改正を行うため、次により条例の改正を行うこととした。

1 早期退職募集に係る退職等に係る規定整備（第6条から第8条まで及び第10条2関係）

組合市町村が早期退職募集制度を導入した場合の当該制度により退職した者及び事務都合退職者に関し、国に準じて規定整備を行うこととする。

2 退職手当組合での組合職員を対象とした定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度の導入（第15条の2関係）

- (1) 組合長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集に当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととする。（第1項及び第2項関係）

ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集

イ 組織の改廃等又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

- (2) 組合長は、上記(1)アに係る募集実施要項の職員範囲を当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならないこととする。（第3項関係）

- (3) 組合長は、募集実施要項で募集期間の開始及び終了の日時を明らかにしなければならないこととし、必要があれば募集期間を延長することができることとし、延長したときは延長後の募集期間終了日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととする。（第4項から第6項まで関係）

- (4) 組合長は、募集実施要項に応募上限数を記載している場合には、応募者が応募上限数に達した時点で、募集期間は満了することとし、その旨当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととする。（第7項及び第8項関係）

- (5) 職員（懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集期間中に受けた者等を除く。）は、募集期間中いつでも応募し、組合長が指定する期日までの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、組合長は職員に対しこれらを強制してはならないこととする。（第9項及び第10項関係）

- (6) 組合長は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を応募者に書面により通知するものとする。（第11項から第13項まで関係）

(7) 組合長は、認定を行った後の事情により、認定応募者に既に示した退職すべき期日等に退職することにより、公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすと認める場合で、当該認定応募者の同意を得たときは、退職すべき期日を変更できることとし、変更した場合には、直ちに変更後の期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならないものとする。(第14項及び第15項関係)

(8) 認定応募者が退職すべき期日に退職しなかったときは、認定は、その効力を失うこととする。(第16項関係)

(9) 組合長は、募集を行った場合は、募集実施要項と認定応募者の数を公表することとする。(第17項関係)

3 定年前早期退職特例措置の拡充（第8条の3及び第11条の3関係）

(1) 定年前早期退職特例措置の適用を受けることができる退職事由に、早期退職募集に係る退職及び事務都合（改正前の勤務公署の移転を含む。）退職を加えることとする。

(2) 定年前早期退職特例措置の適用を受けることができる退職年度末年齢を定年から10年を減じた年齢から定年から15年を減じた年齢以上に引き下げることとする。

(3) 認定応募退職者等について、定年前早期退職特例措置の適用勤続年数を勤続25年以上から勤続20年以上へと引き下げることとする。

(4) 定年前早期退職特例措置適用の場合の退職日給料月額割増率を、定年前15年から定年前2年までの退職者については、定年前1年につき2%の加算を3%の加算へと引き上げることとする。

4 負担金制度の改正（第24条関係）

(1) 普通負担金率を現行より千分の10引き下げることとする。

(2) 軽減普通負担金率（改正後千分の150）は、医療職給料表適用職員及び医師である職員へ適用することとする。

(3) 普通負担金の計算の基礎となる特別職の給料月額は、給料月額が減額された場合で当該減額を行う期間の終了期日が設けられているときは、当該減額がないものとした場合の給料月額とすることとし、普通負担金率における特別職と一般職の区分を廃止することとする。

5 その他（第3条、第4条、第10条2及び第24条の4関係）

国に準じ規定を整備するとともに、改正に伴い必要となった規定の整備を行うこととする。

6 施行期日及び経過措置（附則）

(1) 1、2及び5（第24条の4関係を除く。）の改正については、平成25年11月1日から施行することとする。

(2) 3、4及び5（第24条の4関係に限る。）の改正については、平成26年4月1日から施行することとする。

(3) 平成25年11月1日から平成26年3月31日までの退職に係る退職手当の平成18年改正の保障額は、年齢別構成適正化を図るための募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職については勧奨退職とし、組織改廃等に係る募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職については整理退職として計算することとし、平成26年4月1日以後の早期退職募集に係る退職及び勧奨退職等には平成18年改正の保障額の適用はないこととする。